

上野学園大学短期大学部

平成 29 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

上野学園大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、上野学園大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学は明治37(1904)年に創立した女学校を源流とし、当時の校長である石橋藏五郎の教育方針で強調した「自覚」を建学の精神としている。この建学の精神は共学になった現在に継承され、学則等に定められている。音楽を通じて自覚の精神を醸成し、その精神を次世代へと引継いでいくことのできる人材育成を行うという短期大学の方針は学則に反映しており、個性・特色を明示している。学内の学生には入学式等、教職員には「全教職員の集い」、学外にはホームページによって使命・目的等を周知する努力を行っている。使命・目的及び教育目的を、毎年度の事業計画の中で教育研究活動として反映させている。また、中長期的な視野で教育改革に取り組み、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映している。使命・目的を達成するための教育研究上の組織及び施設は整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、各種の入学試験が適切に実施されている。教育の目的を踏まえた、カリキュラムポリシーを明確にし、学生便覧及びホームページを通じ学内外に周知している。授業においては、特色である少人数制教育を実施し、一部の科目においては、習熟度別クラス編制を行い、適切な学修環境を確保している。教員と職員が協働で、ガイダンスを実施している。「履修ガイダンス」では、教務課職員が計画的な履修計画などについて詳細に説明を行うほか、個別履修相談を実施している。キャリア支援センターにはキャリア・カウンセラーを配置し、多様な進路に対応した指導を行っている。また、約40種類の就職に関する各種ガイダンスは学生が参加しやすい曜日と時間に設定するなど配慮している。学生生活全般に関する学生の意見や要望を広く把握し、各設問の結果の分析を行い、改善を行っている。教育施設である石橋メモリアルホールは、優れた音響を持つ中規模音楽ホールとして、授業をはじめ、学内外の多数の演奏会を開催している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為にのっとり、経営の規律と誠実性を維持するため、各種規則を整備している。安全については「危機管理規程」を制定し、緊急に対処すべき事象に対して対策を講じる体制を敷いている。理事会を最高意思決定機関として位置付け、資料の事前送付を行うなど適切に運用している。学長は、教授会、学生委員会、自己点検・評価委員会、FD(Faculty Development)委員会などの議長、委員長を担い、適切なリーダーシップを発揮している。

職員の業務執行の管理体制については、人事評価制度に基づき、毎年人事評価を実施している。財務運営の確立に向けた取組みは十分でなく、財政基盤が確立されていない。会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行われている。学内の諸規則において、法令の改正に対応した規則の見直し、学内の規則と実態との相違等について、早急な対応が求められる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

短期大学は、「自己点検・評価規程」「自己点検・評価委員会規程」により自己点検・評価委員会を組織し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学科及び各主任が構成員となっている。また、エビデンスの重要性を認識しており、短期大学、法人の各課において作成している。自己点検・評価委員会の活動は、主任会議や教授会を通じて、教員に周知している。自己点検・評価を行った結果の改善・改革は、経営企画室から経営改善室が担当することになり、抽出された課題に取り組むことで PDCA サイクルの仕組みを確立するよう努力している。

総じて、短期大学は建学の精神及び教育研究上の理念及び目的ののっとり、時代の変化に対応した学士課程教育を行っている。しかし、学生数が入学定員を下回っている状態が続いており、事業活動収支（帰属収支差額）は一部の年度を除きマイナスの状況である。その結果、翌年度繰越支払資金が十分確保できていない状況であるので、早急に入学定員・収容定員を確保し、財務基盤を確立するよう改善が必要である。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

明治 37(1904)年に創立した私立上野女学校の校長である石橋蔵五郎の教育方針で強調した「自覚」教育は「自分らしく生きる」ことであり、共学になった現在に継承されている。この理想を具現化するために「自覚」を建学の精神と定めている。

短期大学の使命・目的及び教育目的は、学則に簡潔に明文化している。また、大学案内

は特色を可視化し、より明確にしている。ホームページも大学案内と連動したレイアウトとし、統一した表記より学生にとって分かりやすい構成となっている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条には「音楽の知識と技能を授けるとともに、芸術文化の創造と発展とに貢献し得る人間を育成することを目的とする。」とし、個性・特色を明示している。また、カリキュラム構成においても一般教育科目と専門教育科目をバランスよく配置することで建学の精神が生かされている。

学校教育法第 108 条、短期大学設置基準第 2 条に照らして、短期大学の目的及び教育研究上の目的は適切に掲げている。

教育目的の実践方法について適切に対応し、改善・向上すべき事項を的確に捉え、変化に応じた改革を恒常的に行うとともに、大学の目的及び教育研究上の目的の見直しを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度に教授会で学則第 1 条の調整を行い、建学の精神「自覚」を教育の重要な理念と明確に位置付けた。その後、評議員会の諮問を経て、最終的に理事会で決定している。このように役員、教職員が関与しており、支持が得られている。

学生には学生便覧及び入学式での学長式辞、教職員には毎年 4 月に行われる「全教職員の集い」など、学外にはホームページによって使命・目的及び教育目的を周知している。

使命・目的及び教育目的を、毎年度の事業計画や三つの方針に反映している。また、法令や社会情勢等に対応して、教育課程でのあり方を確認している。

音楽科は、ピアノ、器楽、声楽の三つの専門で構成され、教育研究組織の構成は、使命・

目的及び教育目的の実現に整合性の取れたものと認められる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び使命・目的に基づき、音楽科及び専攻科のアドミッションポリシーを明確に定め、大学案内、入学試験要項、学生便覧に掲載し、高校訪問や進学説明会等を通じて周知している。また、入学者選抜については、アドミッションポリシーに沿い、公正かつ妥当な方法により、選抜入試など九つの区分で実施している。音楽科の入学定員充足率は、平成 28(2016)年度以前は減少傾向であったが種々の方策により平成 29(2017)年度は一定程度改善することができており、より一層の努力に期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた、カリキュラムポリシーを明確にし、学生便覧及びホームページを通じて学内外に周知している。また、教育課程はディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえて教養・基礎科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び教職に関する専門教育科目と体系的に編成され、特に専門教育科目の中での専門実技、音楽基礎科目、副科実技には、個人レッスンの時間を設けている。授業においては、特色である少人数制教育を実施し、また一部科目においては習熟度別クラスを編制している。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及

び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員が協働で、ガイダンスを実施している。「履修ガイダンス」では、教務課職員が「講義要旨」及び「履修計画表」を用いて、計画的な履修計画などについて詳細に説明を行うほか、個別履修相談を実施している。また、身障者のために、学生支援課の担当職員が授業及び試験の対応、休講・補講等の情報提供、練習室予約等の修学支援を行っている。授業評価アンケートの自由記述欄に記載された授業改善に関する意見に対応するなど、修学環境の整備の方策を講じている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーを音楽科及び三つの専門ごとに定め、大学案内、学生便覧及びホームページで明示している。

学則第 17 条に、成績評価基準が A、B、C を合格、D、E を不合格として定めている。また、各授業科目の成績評価の方法についてはシラバスに明示している。入学前に他大学で履修した授業科目の単位数や、在学中に大学の許可を得て他大学で履修する授業科目の単位数を学則に基づき認定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援センターには、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）の資格を持つキャリア・カウンセラーを配置し、専門的な立場から学生の多様な進路に対応した進路指導を行っている。また、全学生対象の約 40 種類の各種ガイダンスは学生が参加しやすい曜日と時間に変更して、学生の負担を軽減し、学業との両立を図れるように配慮している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

各授業科目における教育目標の達成状況を把握するため、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、FD 委員会で発表し、全教員に配付している。また、「授業改善計画書」を学内に公表している。

教職課程における達成度の点検を行っている。入学時の教職ガイダンスで「教職課程履修ガイド」を配付し、教職委員会の教員が教職課程を履修することの意味を説明し、学生にその心構えを確認している。

卒業時アンケートや学生生活実態調査の集計結果を分析し、報告書としてまとめ、改善へ向けてのフィードバックが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会や学生支援課などの学生の厚生補導のための組織が設置され、適切に運営されている。奨学金制度の活発な運用、課外活動への支援、身障者や留学生に対するサポートなども適切に行われている。

学生生活全般に関する学生の意見や要望をできるだけ広く、正確に把握するため学生生活実態調査を実施し、各設問の結果と分析を行い、改善を行っている。

短期大学独自のさまざまな経済的支援を適切に行っている。

【参考意見】

○学生相談室については、その機能や役割を鑑みて単位を付与する教員ではない専属のスタッフの配置が望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準上必要な専任教員数及び教授数を満たしている。

教員の採用は公募を原則とし、選考は「教員資格審査基準」にのっとり行われている。昇任については、昇任候補者の専門分野に属する専任教員が、「学科長・主任会議」に推薦し、学科長より学長及び理事長に具申した上で、「教員資格審査委員会」で諮っている。

また、FD 活動が組織的に行われている。今後の人事については、専任教員の定年を視野に入れ、年齢バランスがとれた採用を計画している。

教養教育については、カリキュラム委員会において毎年度検討している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準上で必要とされる校地・校舎面積を満たしている。教室の配分は、授業形態、履修者数、使用する機器、楽器等を考慮した上で決定している。

図書館は教育、研究及び学修に必要な学術資料を収集・整理・保存している。また、石橋メモリアルホールでは、優れた音響を持つ中規模音楽ホールとして、学内外の多数の演奏会を開催している。

短期大学・大学の全教員に「教員のための避難・誘導ハンドブック」を配付し、学生に対しては学生便覧により短期大学構内で火災、地震、事故が発生した場合の対処方法を周知している。毎年5月と9月に、短期大学及び併設大学合同の「防火防災避難訓練」を行っている。

履修制限や複数のクラスを設定するなどクラスサイズの適正化に努めている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為にのっとり、経営の規律と誠実性を維持するため、組織運営規程、就業規則、職務権限規程等を整備している。また、使命・目的を実現するために、最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会を定期的開催し、短期大学のさまざまな案件を審議している。

安全については危機管理規程を制定し、緊急に対処すべきさまざまな事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、「危機管理本部」を設置し、管理職員で構成される緊急連絡網を策定し、対応策を講じる体制を敷いている。人権についてもコンプライアンス委員会を設置し、個人の権利・利益の保全に努めている。

教育情報・財務情報については、ホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会を最高意思決定機関として位置付け、資料の事前送付、欠席理事の委任状にも「意見欄」を設けるなど、意思決定ができる体制の整備がなされている。理事及び評議員の選任手続きについては、寄附行為にのっとり適正になされている。

使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を再構築するため、平成28(2016)年6月に新理事会が発足し改善すべき事項の検討・実施に着手している。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴い、学則、教授会規程等の見直しを行い、教授会における学長の権限と責任を明確にした。短期大学長が、学内の諸問題を把握し、関係部署や担当者に直接指示するために、教授会、学生委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会などの議長、委員長を担い、適切なリーダーシップを発揮している。

教学に関する重要事項については教授会の意見を聞いた上で短期大学長が決定している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

教学法人連絡会議を月 1 回開催している。構成員は管理部門から理事長、法人本部長、入試広報部長、自己点検評価室長のほか経営改善室から 1 人が、教学部門から短期大学長、大学学長、中高校長、大学事務部長等が出席して開催している。毎週月曜日の朝には事務連絡会議を開催し、事務部の各課間の情報共有・連絡調整が行われ、各部署の 1 週間の学内の動きを共有している。

法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックは、職務権限規程及び決裁基準表にのっとり、所定の手続をとることになっている。理事長は議長として理事会を運営し、経営改善室統括として学長及び各部署長と定期的な打合せを行っている。

評議員及び監事は寄附行為に基づき選任されている。評議員会は理事会の諮問事項について意見を述べるなど規定に基づき運営されている。監事監査については課題があるが、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するなどしている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人の事務組織及び職制は、組織運営規程、職務権限規程に定められ、権限の適切な分散と責任を明確にし、組織編制及び職員の配置を実施している。

職員の業務執行の管理体制については、毎年度実施する「人事評価制度（事務職掌版）」に基づき、人事評価を実施している。学期末に全職員に「人事評価シート」を配付し、各自が目標設定及び自己判定を行っている。

職員の資質・能力向上の機会として、日本私立大学協会等が開催する研修会に、各部署の職員を積極的に参加させている。また、学内の FD 研究会に積極的に参加し、平成 28(2016)年度から実施している「FD/SD 合同研究会」にも参加している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしていない。

【理由】

短期大学部門における財務状況は、毎年、事業活動収支差額（帰属収支差額）がマイナスの状況が続いている。要因として入学定員を確保できない状況が続いており、そのため学生生徒等納付金及び事業活動収入（帰属収入）の減少が続いている。しかし、平成 29(2017)年度には、入学定員が一定程度回復しており、財務状況の改善が期待できる。

しかしながら、法人全体の金融資産は減少傾向が続いており、平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度に機器備品・楽器の売却により増加したが、安定した財政基盤の確立には至っていないので、財政の改善を図る必要がある。

【改善を要する点】

○法人全体の財政状況は、資産売却を行った平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度は繰越支払資金が増加したが、資金支出が資産売却収入を除く資金収入を超える状況が続いているので、財政安定化に向けた早急な改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行われている。しかしながら、平成 27(2015)年度 4 月 1 日に施行された学校法人会計基準への改正対応について、規則改正が

なされていない。平成 28(2016)年度に会計処理体制の抜本の見直しを行い、管理会計システムの導入、人員体制の立直し、ガバナンスの強化を実行した。

毎年、監事、公認会計士、理事長、学長が会計処理に関して情報共有を行い、次年度について方策を協議する機会を設け、ガバナンスの強化・充実を図っている。

【改善を要する点】

○学校法人会計基準の改正に対応した経理規程の見直しが行われていない点について改善を要する。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

短期大学は自己点検・評価規程、自己点検・評価委員会規程により自己点検・評価委員会を組織し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学科長及び各部会主任が構成員となり、委員会のもとにワーキング・グループを置いている。

平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度に自己点検・評価の報告書を作成している。平成 24(2012)年度以降は財務構造改善、財政安定化、情報発信力の強化等の施策の検討を通じた自己点検・評価が行われている。

平成 29(2017)年度の組織改編により自己点検評価室が設置され、毎年度の自己点検・評価を確実に実施できる体制が整った。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会では、エビデンスの重要性を認識しており、自己点検・評価委員会委員のほか、教務課、学生課、入試センター、文書課、法人の各課長相当職が担当し各種規程及び関係資料を踏まえて自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会の活動は、主任会議や教授会を通じて、教員に周知している。自己点検・評価の報告書はホームページで公表している。

IR(Institutional Research)推進委員会の委員長が自己点検評価室の室長を兼ねることにより、十分な調査・データの収集と分析に基づき自己点検・評価を行う体制を整えている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価を行った結果の改善・改革は、平成 28(2016)年度は経営企画室が、平成 29(2017)年度からは経営改善室が行い、PDCA サイクルの仕組みを確立するよう努力している。経営企画室、経営改善室の業務を通して、ホームページにおける学生専用ページの設置や情報量の充実、独自の奨学金の設定など、自己点検・評価の内容が、実際の問題改善に反映されている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1 社会貢献に関する方針

A-1-① 地域への貢献

A-1-② 社会貢献しうる人材の育成

【概評】

「音楽による社会貢献」の精神を使命・目的に基づいた「地域連携」として具体化させ、連携活動を展開している。

平成 22(2010)年度まで埼玉県草加市に校地があったことから、草加市との地域貢献活動として「草加市民のための音楽教養講座」「国際ハーブフェスティバル」「草加市役所ロビーコンサート」「講師と短大学生によるミニコンサート」を開催している。また、「草加市民大学」への教員派遣をしているほか、音楽企画推進のため副学長が草加市社会教育委員会に委員として出席している。

上野学園大学短期大学部

毎年、中学校・高校の吹奏楽部を対象にした管打楽器クリニックの開催、日頃音楽療法の実習現場となっている施設に出向く「ボランティアコンサート」の実施、台東区では「上野学園ハートフル・コンサート」を開催している。

短期大学で学ぶ学生像が多彩であることが特色であり、社会人入学者の中には 60 代の学生が入学し、系列大学へ 3 年次編入し研鑽を積んだ。また、他の四年制大学を卒業後、音楽療法を学び直すために入学する学生もいるなど、さまざまなタイプ・年令・人生設計の人々に開かれている。

